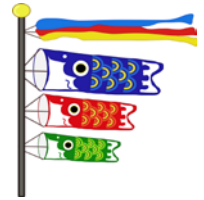


いつもお世話になります。

子供が4月から野球少年団に入団して、休みの日は軽く運動ができる状況になりました。普段の運動不足が解消できそうです。

今月でちよこつと通信が発刊し5年となりました。ありがとうございます。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

やっそがダメ
なったら
もつとやれ。

てんつくマン(天国はつくるもの)より

笑顔のちから

笑顔は元手がいららず、
しかも利益は莫大です。

笑顔は与えても減らず、
与えられた者は豊かになります。

笑顔は一瞬だけ見せても、
その記憶は永久に続きます。

笑顔は購入も、強要もできず、
盗むこともできません。

(元気手帳5より)

今月のいろいろ「掲示板」

★ みずほ得する街のゼミナールでふるさと納税セミナーを行いました★

5月8日月曜日に今回で3回目となる上記セミナーを行いました。

6名の参加者の方が熱心に耳を傾けてくださり、質問も飛び、活気あるセミナーになりました。意見も聞くことができ、今後のセミナーに活かしていけたらと思います。



知っとこ！「税務のママ知識」

～社員旅行の税務上の取り扱いについて～

大型連休も晴天の日が多く、レジャーや旅行に出かけた方も多かったかと思います。今回は社員旅行を実施した場合の損金算入についてご紹介したいと思います。

会社が社員の慰安のために実施した社員旅行(海外旅行を含む)の会社負担額は、一定の要件を満たせば福利厚生費として全額損金として認められます。

- 一定の要件とは・・・
- ①旅行期間が4泊5日以内であること。
 - ②旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。

会社が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかは、その旅行の条件を総合的に勘案して判断します。会社負担額が多額である場合には非課税とはならないケースもあります。いくらが妥当な金額かについては法令上明記されていないので、具体的な旅行期間、費用および負担状況、旅行費用、参加割合などの条件により判断することになります。

また、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には参加者と不参加者全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与支給があったものとされます。また、(1)役員だけで行う旅行(2)取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行(3)実質的に私的旅行と認められる旅行(4)金銭との選択が可能な旅行は福利厚生費として認められず、給与や交際費などとして適切に処理する必要がありますので注意が必要です。一度お問い合わせください。

引用：国税庁ホームページ、MyKomon

事務所あれこれ日記

★大橋さん Happy birthday★

5月2日は所員大橋の誕生日でした。ケーキのサプライズで祝って頂きました。有難うございました。今度はみなさんをサプライズしたいと思います。大橋



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com